

貸借値段の決定基準

1. 貸借値段は、貸付日の2日前の日（金融商品取引所の休業日を除く。以下「申込日」という。）の金融商品取引所における普通取引の最終値段（気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下同じ。）とする。ただし、複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、普通取引の最終値段がある金融商品取引所から一定の順位により選択した金融商品取引所における普通取引の最終値段とする。
(27.9.18 7.11.10 14.2.4 16.4.19 16.12.13 26.7.22 27.10.13
29.1.10 2019.7.16 改正)
2. 申込日当日に金融商品取引所のいずれにおいても最終値段がない銘柄については、一定の順位により選択した金融商品取引所の基準値段を当日の貸借値段とする。
(27.9.18 7.11.10 14.2.4 16.4.19 16.12.13 18.5.1 20.4.1 21.11.16
22.4.1 26.7.22 27.10.13 29.1.10 改正)
3. 前2項に定める一定の順位については、第一順位は、当該申込日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該申込日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高（売買立会により成立した普通取引に係るものに限る。）の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード（証券コード評議会の定めるものをいう。）の順序とする。
(29.1.10 新設)
4. 前3項の規定にかかわらず、当社が必要と認める場合には、当社がその都度定める値段を貸借値段とすることができる。この場合、当社は貸借取引参加者に通知する。
(16.4.19 新設 29.1.10 改正)

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月16日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成26年7月22日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成27年10月13日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成29年1月10日から実施する。

付 則

この改正規定は、2019年7月16日から実施する。

